

# 弥富市地域公共交通計画策定等支援業務委託仕様書

## 第1条（適用範囲）

本仕様書は、弥富市地域公共交通活性化協議会（以下、「本協議会」という。）が実施する弥富市地域公共交通計画策定等支援業務委託について、適用する。本業務は、契約図書関係規定及び本仕様書に基づき実施する。

## 第2条（業務目的）

令和3年3月に策定した弥富市地域公共交通計画（以下、「現行計画」という。）に基づき、運行の改善や利用促進策を展開し、市民生活と地域を支える持続可能な地域公共交通の確保・維持を図ってきた。そのような中、公共交通を巡る環境は刻々と変化しており、また、現行計画の目標年が令和7年度と近づいている。

本業務は現行計画の目標達成状況や施策の進捗状況及び市民・利用者等の多様なニーズや利用実態を把握・評価した上で、本市における地域公共交通の課題を整理し、目指す将来像、基本方針、基本目標等の設定、目標と達成するために行う事業及びその実施主体等を検討し、現行計画の見直しを行うことを目的とする。

また、持続可能な公共交通網の形成に向け、これまでに蓄積された利用者や住民の意向把握等の各種調査結果や運行事業者から提供いただく運行実績データなど、公共交通を取り巻く基礎的な情報を収集・整理と本市の公共交通の現状・課題を把握し、公共交通網の再編案を検討することを目的とする。

- |          |  |
|----------|--|
| ① 業務対象地域 | 弥富市全域  |
| ② 委託期間   | ア 令和6年度業務 契約締結日の翌日から 令和7年3月31日<br>イ 令和7年度業務 令和7年4月1日から 令和8年3月27日 |

## 第3条（提出書類）

受注者は、契約締結後、速やかに以下に掲げる書類を指定期日までに提出しなければならない。

- ・着手届
- ・管理技術者及び照査技術者届（経歴書、資格証等添付）
- ・業務工程表
- ・業務計画書

## 第4条（実施体制）

本業務の実施にあたっては、発注者の意図及び目的を十分理解した上で、経験豊かな技術者を定め、適切な人員を配置して最高技術を発揮するよう努力するものとする。

## 第5条（管理技術者等）

受注者は、本業務における管理技術者、照査技術者を定め、発注者に届け出るものとし、身分・在籍を証明する書類（経歴書、資格証等）を提出する。管理技術者及び照査技術者は技術士（都市及び地方計画）又はRCCM（都市計画及び地方計画）の資格を有する者を配置すること。なお、管理技術者、照査技術者及び担当技術者は、それぞれを兼ねることはできない。

## 第6条（公的資格）

受注者は、適切かつ厳格な情報管理及び品質管理を行うため、関係法令、規程等を遵守して業務を進める他、次の各号に掲げる資格を取得し、本業務着手時に、その認証を証明する登録証の写しを発注者に提出するものとする。

- ・情報セキュリティマネジメントシステム(ISO27001)
- ・プライバシーマーク(JISQ15001)
- ・品質マネジメントシステム(ISO9001)

## 第7条（個人情報及び法人情報の取得・保護・管理等）

受注者は、本業務の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。また、契約期間終了後も同様とする。受注者は、個人情報及び法人情報の保護について十分に注意し、流出・損失を生じさせてはならない。本業務の成果品について受注者は、第三者に閲覧、複写又は譲渡してはならない。ただし、本協議会の承諾を得た場合はこの限りではない。

## 第8条（工程管理）

本業務の実施は、業務計画書に基づき、適正な工程管理を行いながら進めるものとし、業務の進捗状況は随時報告しなければならない。

## 第9条（関係機関との協議）

受注者は、業務の遂行上、関係機関等との協議等の打合せを必要とするとき、発注者との協議のうえ誠意を持ってこれにあたり、協議等の結果については、適宜発注者へ報告するものとする。

## 第10条（疑義）

本業務の解釈について疑義が生じた場合、あるいは本仕様書に定めのない事項が生じた場合には、発注者及び受注者による協議により定める。また、両者は誠意を持ってこれにあたるものとする。

## 第11条（成果品に対する責任）

検査完了、引き渡し後であっても、成果品の内容等に不備又は誤りが発見された場合は、受注者の責任と費用負担によって速やかに成果品の訂正、補足を行わなければならない。

## 第12条（成果品の帰属等）

成果品及び本業務のために作成した資料の著作権は、発注者に帰属するものとする。また、受注者は発注者の許可なく公表、貸与及び使用してはならない。成果品等は他者の所有権及び著作権を侵すものでないこととし、使用する写真の被写体が人物の場合、肖像権の侵害が生じないようにすること。

## 第13条（貸与資料）

本業務の実施にあたり、必要となる資料について、発注者は受注者に貸与するものとする。なお、貸与した資料は、受注者の責任において適正な管理を行い、取扱いは十分注意するものとし、業務完了後には速やかに返却するものとする。

## 第14条（作業内容）

### ① 令和6年度業務

#### ア 住民・利用者意向等の把握

アンケート調査（住民・利用者）や住民意見交換会を通して、現在の公共交通の評価のほか、新たな運行方法の利用意向等を把握する。

#### イ 現況と問題点・課題、見直しの方向性の整理・検討

地域や公共交通を取り巻く状況を整理し、問題点・課題を明らかにするとともに、現行計画の今後の見直しの方向性を検討する。

##### a 地域の概況整理

人口の推移や分布、主要施設の立地状況、道路交通環境など、地域の概況を整理する。

##### b 公共交通の現状整理

鉄道やタクシーのほか、運行の検証結果を活用し、現在のきんちゃんバスの運行概要や利用状況等、公共交通の現状を整理する。

##### c 上位・関連計画の整理

総合計画や都市計画マスタープラン、立地適正化計画などのまちづくりや、公共交通に関する上位・関連計画を整理する。

#### d 問題点・課題の整理

運行の検証や住民意向も含め、これまでの整理結果を踏まえ、公共交通に関する問題点・課題を整理する。

#### e 見直しの方向性検討

基本方針や地域公共交通網の再編も含めた今後の地域公共交通の在り方等、次年度の弥富市地域公共交通計画の見直しに向けた方向性を検討する。

#### ウ 令和7年度地域公共交通確保維持改善計画の策定

現行計画のほか、これまでに策定してきた地域公共交通確保維持改善計画や令和6年度事業（自己）評価結果、利用実態等を踏まえ、令和7年度地域公共交通確保維持改善計画を策定する。

#### ② 令和7年度業務

##### エ 住民意向等の把握

地域公共交通網の再編も含めた今後の地域公共交通の在り方や現行計画の見直しについて、住民意見交換会を実施する。

##### オ（仮称）弥富市地域公共交通計画（改訂版）（案）のとりまとめ

令和6年度業務で取りまとめた内容などを踏まえ、以下に示す内容について現行計画を見直し、案のとりまとめを行う。

- ・将来像の設定
- ・基本的な交通施策の検討
- ・交通施策の具体的な展開策や実施主体、スケジュール等の検討

##### カ（仮称）弥富市地域公共交通計画（改訂版）（案）のパブリックコメント実施支援

オで取りまとめた（仮称）弥富市地域公共交通計画（改訂版）（案）のパブリックコメントの実施を支援し、寄せられた意見のとりまとめを行う。

#### キ 令和8年度地域公共交通確保維持改善計画の策定

現行計画のほか、これまでに策定してきた地域公共交通確保維持改善計画や令和7年度事業（自己）評価結果、利用実態等を踏まえ、令和8年度地域公共交通確保維持改善計画を策定する。

#### ③ 令和6年度・令和7年度共通業務

##### ク きんちゃんバスの運行検証

乗車人員調査により現在のきんちゃんバスの運行を検証する。

- ・乗車人員調査（市よりデータ提供）

##### ケ 利用促進策の検討・実施

利用促進策の1つとして、無料お試し乗車券の配布について内容を検討し、乗車券を印刷する。（配布は市が実施）

また、無料お試し乗車券の効果について検証する。

##### コ 公共交通網の再編検討

これまでに実施した社会実験運行の内容や結果、市内の公共交通の現状・課題をもとに、市全体の公共交通網の再編を検討する。

##### サ 時刻表とGTFSデータの更新・登録

きんちゃんバスのルート再編等に合わせ、時刻表と乗り換え検索サイト等に使用するGTFSデータを更新する。また、GTFSデータベースへ最新データを登録する。

#### シ 弥富市地域公共交通活性化協議会の運営補助

本協議会において、円滑に会議が進行するよう会議資料の作成や協議会への参画等運営補助を行うものとする。（4回/年 開催）

また、各協議会の事前（別日）に学識者を含めた協議会資料等の打合せを行うこととする。

#### 第15条（打合せ協議）

本業務においては、作業計画作成時、中間時2回、報告書作成時に打ち合わせを行うものとする。ただし、本業務遂行上疑義が生じた場合など必要に応じ適宜協議を行うものとする。

#### 第16条（成果品）

本業務における成果品は次のとおりとする。

- |                        |     |
|------------------------|-----|
| ① 令和6年度業務              |     |
| ・ 報告書（A4版：チューブファイル）    | 3部  |
| ・ 報告書原稿電子データ（CD-R）     | 一式  |
| ② 令和7年度業務              |     |
| ・ （仮称）弥富市地域公共交通計画（改訂版） | 30部 |
| ・ 報告書（A4版：チューブファイル）    | 3部  |
| ・ 報告書原稿電子データ（CD-R）     | 一式  |